厚生労働省
国土交通省令第一号
環境省

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）を実施するため、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

厚生労働大臣　武見　敬三

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

環境大臣　伊藤信太郎

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省
国土交通省令第一号
環境省

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年厚生労働省国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。